

富士山火山広域避難計画 対策編骨子（案）

平成26年9月

富士山火山防災対策協議会

目次

1.	富士山火山広域避難計画について	1
1)	計画策定までの背景	1
2)	計画の位置付け	2
3)	計画の基本理念	3
4)	広域避難計画書の構成	4
5)	対策編の策定に向けて	5
2.	対策編骨子（案）	6
3.	今後の進め方について	35



1. 1) 計画策定までの背景

平成12年10月～13年5月頃

富士山直下で低周波地震が多発

平成16年6月

富士山ハザードマップの策定

平成19年12月

富士山に噴火警戒レベルを導入

平成24年6月

「富士山火山防災対策協議会」の設置

平成26年2月

「富士山火山広域避難計画」
避難の基本的な考え方を策定

平成27年末(予定)

「富士山火山広域避難計画」
対策編を策定(予定)



1. 2) 計画の位置付け

広域避難計画（協議会）

- 複数の市町村を対象に、想定される火山現象から避難すべき範囲と時期等を具体的に示した計画
- 避難対応や対策の基本的な考え方を記載
- 災害対策基本法第40条の都道府県地域防災計画及び同法第42条の市町村地域防災計画の作成に資する

広域避難計画との整合

避難計画の作成（市町村）

広域避難計画で示した基本的な考え方を基に市町村が実施する詳細な避難対応や対策を記載

地域防災計画の改正（県・市町村）

広域避難計画の内容を含む「火山対策の巻」等の改正

1. 3) 計画の基本理念

理念
①

富士山で想定される複数の火山現象に対応

火山現象を組み合わせることで合理化

「火口形成」「火砕流」「噴石」「溶岩流」「融雪型火山泥流」「降灰」「降灰後土石流」

理念
②

シンプルでわかりやすい計画

いつ、だれが、どこへ避難すればいいのかを明確化

理念
③

住民の安全を確保しつつ現実的な避難

避難対象者が安全に無理なく避難できるプラン

理念
④

避難計画と避難対策に分割

住民の自助・共助による避難計画と
サポート（公助）する実施体制や避難対策

1. 4) 広域避難計画書の構成

各県共通

第1編 総論

策定済

- ◆計画の策定経緯
- ◆計画の位置付け など

各県共通

第2編 広域避難計画

- 第1章 基本方針
- 第2章 広域避難計画

策定済

- ◆広域避難計画
(いつ、だれがどこへ)
- ◆避難の解除 など

各県独自の
内容

第3編 避難対策

- 第1章 国・県・市町村の役割・体制
- 第2章 避難対策

- ◆火山防災体制
- ◆避難計画に関する各種対策

資料編 (協議会員のみ配布)

各県独自の
内容

策定済 (必要に応じて追加)

- ◆避難に関する各種リスト

1. 5) 対策編の策定に向けて

- (1) 対策編各項目の基本的な考え方を、骨子としてまとめる
(本資料)
- (2) 各機関と調整しながら、骨子を基に対策編本文を策定する
- (3) 調整により、骨子に提示した項目以外にも、必要に応じて追加や変更を行うことがある



2. 対策編骨子（案）

富士山火山広域避難計画 第3編 避難対策 対策編の構成

第1章 国・県・市町村等の役割・体制	3 警戒区域指定措置
1 富士山火山防災対策協議会の体制	4 広域避難ルート確保
2 国の体制(気象庁の観測体制)	5 交通規制等
3 県の体制	6 避難者の輸送
4 市町村の体制	6-1 避難者の輸送体制
5 合同会議の開催	6-2 輸送方法
5-1 火山災害警戒合同会議	7 避難行動要支援者の避難支援対策
5-2 火山災害対策合同会議	7-1 在宅の避難行動要支援者の避難支援対策
6 噴火段階別の体制	7-2 施設入所者等の避難支援
第2章 避難対策	8 安否確認、残留者の救出
1 避難情報等の伝達、広報及び報道対応	8-1 残留者の確認
1-1 噴火警報等の流れ	8-2 残留者の救出対策
1-2 協議会構成機関における情報共有	8-3 住民の安否確認
1-3 一般住民、観光客・登山者、 避難行動要支援者への情報伝達	9 避難所の運営
1-4 特に登山者(観光客)への情報伝達	9-1 避難所の開設及び運営
1-5 広報、報道対応	9-2 自主避難者の受入
2 入山規制	10 避難長期化対策

※平成27年度以降も必要事項を加筆、修正することとする。6

第1章 国・県・市町村等の役割・体制

1 富士山火山防災対策協議会の体制

[平常時]

適宜、協議会を開催（年1回程度）

- 噴火時の体制や総合的な防災対策の検討
- 地域住民や来訪者等への防災対策の啓発

[火山活動に異常が認められた時]

会長県が副会長県と協議の上、協議会を開催

- 火山の状況及び各構成機関の対応における情報共有
- 専門家の意見を踏まえた火山防災対応の検討及び合意形成

[噴火開始後]

噴火の状況に応じ、会長県が副会長県と協議の上、適宜、協議会を開催
ただし、国が合同会議を開催するときは、これによる。



■富士山火山防災対策協議会の構成

富士山火山防災対策協議会 (部課長レベル)

富士山火山防災対策協議会・三県コアグループ (担当者レベル)

山梨県コアグループ

(担当者レベル)

山梨県

(防災危機管理課)

峡南地域県民センター

富士・東部地域県民センター

富士山科学研究所

富士吉田市

西桂町

忍野村

山中湖村

富士河口湖町

鳴沢村

身延町

静岡県コアグループ

(担当者レベル)

各県コア合同幹事会

各県コア間の調整及び情報共有

静岡県

(危機政策課、危機情報課、危機対策課)

気象庁地震火山部火山課

東部危機管理局

沼津市

三島市

富士宮市

富士市

御殿場市

裾野市

長泉町

小山町

神奈川県コアグループ

(担当者レベル)

神奈川県

(災害対策課)

県西地域県政総合センター

東京管区气象台

甲府地方气象台

静岡地方气象台

横浜地方气象台

富士砂防事務所

山梨県 砂防課

静岡県 砂防課

神奈川県 砂防海岸課

火山専門家(荒牧重雄氏、池谷浩氏、鶴川元雄氏、小山真人氏、藤井敏嗣氏、里村幹夫氏)

内閣府

山梨県 道路管理課

山梨県富士・東部建設事務所吉田支所

山梨県警察本部警備部警備二課

富士五湖消防本部

関東地方整備局

甲府河川国道事務所

陸上自衛隊第1師団第1特科隊

国土地理院 関東地方測量部

中日本高速道路㈱八王子支社

富士急行㈱

静岡県 道路保全課

静岡県 土木防災課

静岡県 熱海土木事務所

静岡県 沼津土木事務所

静岡県 富士土木事務所

静岡県警察本部警備部災害対策課

中部地方整備局

静岡国道事務所

沼津河川国道事務所

陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊

国土地理院 中部地方測量部

中日本高速道路㈱東京支社

関東管区警察局広域調整部

神奈川県 道路管理課

神奈川県 県西土木事務所

神奈川県警察本部警備部危機管理対策課

陸上自衛隊東部方面混成団第31普通科連隊

避難時期や避難対象地域の確定に深く関与するメンバー(火山防災体制の指針)

噴火時等の避難等の火山防災対策を共同で検討する体制(防災基本計画)

第1章

- 2 国の体制(気象庁の観測体制)
- 3 県の体制
- 4 市町村の体制

国、県、市町村、各機関の体制を記載する。



第1章

5 合同会議の開催

- ・関係機関の総合調整、合意形成及び意思決定を行う会議
- ・火山防災対策協議会の各構成員を活用し、内閣府が主導的役割を担う

5-1 火山災害警戒合同会議

- 開催基準: 噴火警戒レベル4発表
- 開催場所: 現地警戒本部設置場所
- 協議内容: 火山活動情報の共有、関係各機関の火山防災応急対策の調整、
(交通規制、避難対策等)、報道対応等、それらの事前調整
- 参加機関: 三県、国、関係市町村、火山専門家等
(富士山火山防災対策協議会構成員)

5-2 火山災害対策合同会議

- 開催基準: 噴火警戒レベル5発表
- 開催場所: 現地対策本部設置場所
- 協議内容: 火山活動情報の共有、関係各機関の火山防災応急対策の調整、
(交通規制、避難対策等)、報道対応
- 参加機関: 同上


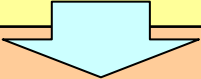


第1章

6 噴火段階別の体制

国、県、市町村、各機関の体制を記載する。
(ただし、2～4と併せて記載する場合もあり)



気象庁の噴火警報等 情報発表

噴火前	レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 火山の状況に関する解説情報(随時発表)
	 レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 火口周辺警報(レベル3、入山規制) 火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) 火山の状況に関する解説情報(随時発表)
	 レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報(レベル4、避難準備) 火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) 火山の状況に関する解説情報(随時発表)
	 レベル5	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報(レベル5、避難) 火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) 火山の状況に関する解説情報(随時発表)
	 レベル5 (切替)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報(レベル5、避難) 火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) 噴火に関する火山観測報 降灰予報 火山の状況に関する解説情報(随時発表)
噴火後		

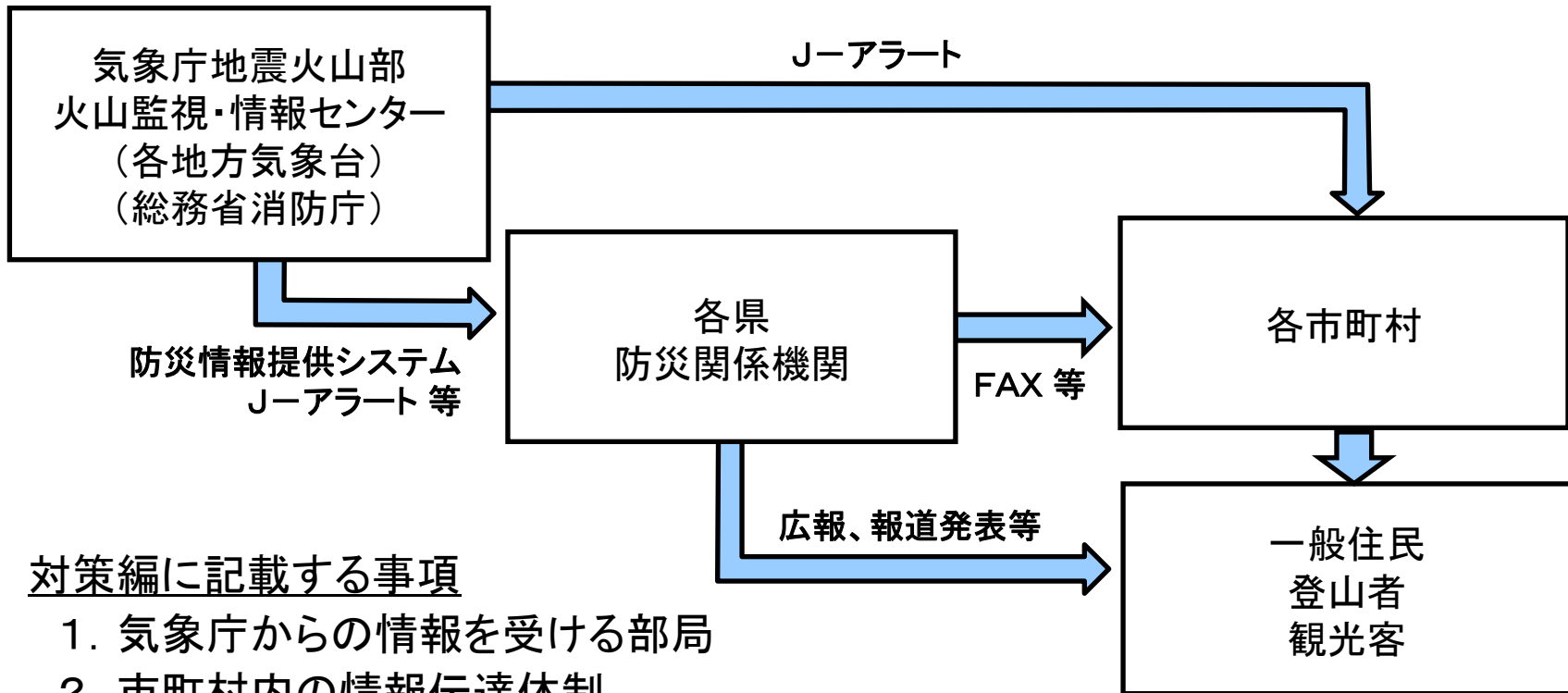
第2章 避難対策

1 避難情報等の伝達、広報及び報道対応

1-1 噴火警報等の流れ

《情報伝達の基本的な流れ》

※現場の状況、住民からの情報等、
伝達方向が下図のとおりにならないことも想定される。



対策編に記載する事項

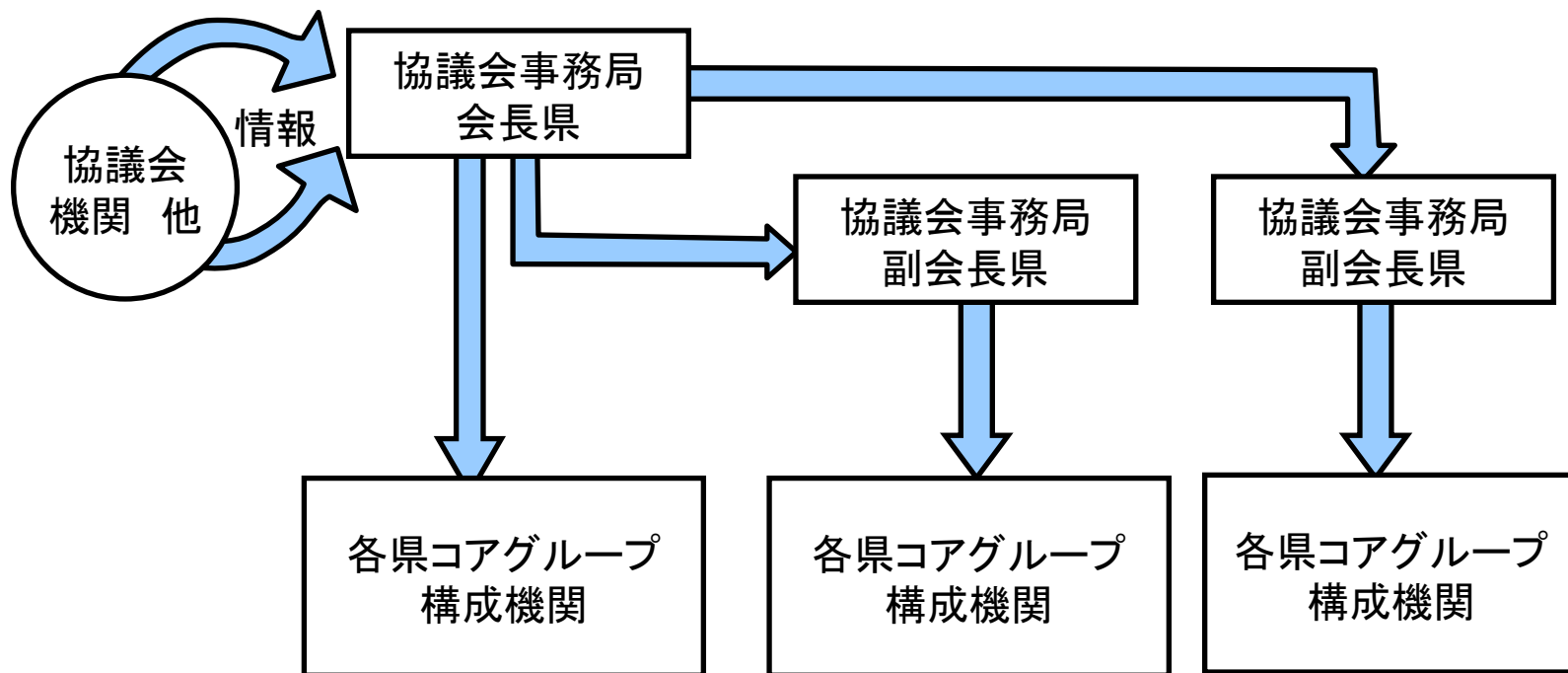
1. 気象庁からの情報を受ける部局
2. 市町村内の情報伝達体制
3. 県、国の地方支部局等関係機関の連絡先
4. 具体的な情報通信設備
5. 停電等の不測の事態時の伝達要領・・・等



第2章

1-2 協議会構成機関における情報共有

《情報共有の流れ》



第2章

1-3 一般住民、観光客・登山者、避難行動要支援者への情報伝達

実施時期	実施主体	実施内容
噴火警戒レベル1 (平常時)	県・市町村	各種情報伝達体制の整備・確認(住民、観光施設等)
		外国人向け広報資料の作成
噴火警戒レベル3 発表以降	協議会	情報の統一、共有
	県・市町村	携帯電話の緊急速報メール
		インターネット、携帯サイトへの広報
		報道資料の提供
		公共施設への情報伝達
		教育委員会への連絡
	県	外国人向け広報資料の作成・関係機関への配布、広報の実施
	市町村	観光施設等に対し、観光客等への入山規制の周知を依頼(外国人対策)
		防災行政無線、広報車等による呼びかけ
		町内会長などを通じた呼びかけ
		別荘地に対し、管理会社を通じて、居住者の安否を確認
市町村内集客施設への広報		
事業者	施設内の観光客・登山者等に対し、入山規制の周知	
噴火警戒レベル4発表以降	市町村(県、協議会で協議)	避難行動要支援者に対し、避難勧告・避難指示
噴火警戒レベル5発表以降	市町村(県、協議会で協議)	避難勧告・避難指示

第2章

1-4 特に登山者(観光客)への情報伝達

○一般住民、観光客・登山者、避難行動要支援者への情報伝達(1-3)と並行し、特に登山者(観光客)への情報伝達として以下を実施

実施時期	実施主体	実施内容
噴火警戒レベル3 発表時	市町村	登山計画書の確認
		富士山五合目の施設、山小屋各組合等への情報連絡(今後調整) 早期下山を促す
		各施設、各救護所、富士山安全指導センター、富士山五合目各施設等への噴火警戒レベルを解説した張り紙の掲示依頼、入山者に対する下山指示の依頼、外国人向けメッセージの伝達 緊急速報メール、インターネット等を活用した伝達
	県、市町村	富士山登山道入口(五合目等)、林道等が集中している地域等において、警察署、消防署(消防団)と連携し、立て看板の設置や巡回を行い、登山者(観光客)へ入山規制を周知
国・県・市町村	旅行会社や旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、入山規制の周知を依頼	
県	一般道の要所への立て看板の設置により入山規制を周知(外国人向け、メッセージの記載) より広く周知するため、可能な範囲でヘリコプター等を活用 緊急速報メール、インターネット等を活用した伝達	

第2章

1-5 広報・報道対応

- 正確な情報を速やかに公表・発信、適切な広報を繰り返し実施
各機関が相互に情報交換を行い、可能ならば合同で広報を実施
(例: 国の現地本部と地方公共団体が合同で実施)

■ 広報する事項

実施時期	実施主体	内容
噴火警戒レベル3 発表時	国・県・市町村	協議会での合意形成事項・火山の活動状況・各機関の対応・県民等への説明等の広報、報道提供・記者会見の実施
	県・市町村	観光施設、公共施設への広報
噴火警戒レベル4 発表以降	国	本部会議における決定事項・火山の活動状況・各機関の対応等の広報、報道提供・記者会見の実施
	国・県・市町村	合同会議での合意形成事項・火山の活動状況・各機関の対応・県民等への説明等の広報 (噴火警戒レベルの上昇、避難勧告等の発表等、状況の推移に伴い実施する)

○ 広報手段

- ・テレビ、ラジオ、新聞等での広報
- ・防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報
- ・インターネット上での広報(HP、防災ツイッター等)

第2章

2 入山規制

○観光客・登山者(対象範囲内を主たる居住地としていない者)を対象に、発表される噴火警戒レベルに基づき、富士山への入山を規制

■実施基準

噴火警戒レベル	対象範囲
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア(第1次避難対象エリアは避難)
噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア(第1次、第2次避難対象エリアは避難)
噴火開始直後	第4次避難対象エリアの必要なライン (第1次、第2次避難対象エリア、第3次避難対象エリアの必要なラインは避難)

■入山規制の措置

実施時期	実施主体	実施内容
噴火警戒レベル1(平常時)	市町村	入山規制措置に伴い交通規制を行う箇所(登山口等)を選定
噴火警戒レベル3発表以降	道路管理者、警察、消防	登山者の通行規制を実施

※消防防災ヘリの運用についても検討し、対策編に記載(第1章. 3 県の体制に記載)

※下山者への対応方針について、対策編に記載

第2章

3 警戒区域指定措置

住民等の被害防止のために行う警戒区域の指定措置について、以下の内容を記載

■実施基準

- ・市町村長は、火山災害による住民等の被害防止のため、必要な範囲を警戒区域として指定
- ・警戒区域の指定範囲や時期等について合同会議等で協議し、合意がなされた場合は、その内容に基づき実施

■地域の設定

- ・溶岩流等からの避難方法(全方位避難、ライン避難)を準用して設定
- ・上記地域を通過しなければ入れない地域や、今後の噴火動向で警戒が必要とされる地域も含めて設定

■実施内容

実施時期	実施主体	実施内容
噴火警戒レベル1(平常時)	市町村	事前に交通規制の実施に適した箇所(道路)を選定しておく。
警戒区域指定時	道路管理者	警察、消防(消防団)と連携し、管理道路の通行規制措置を実施 警察、消防(消防団)と連携し、警戒区域の立入禁止措置及び巡回を実施

第2章

■一般住民、関係機関等への情報伝達・広報

実施時期	実施主体	実施内容
警戒区域 指定時	市町村	防災行政無線、広報車等による市町村内全域への周知
	県	地元報道機関に対し警戒区域の周知を依頼
	国、県、市 町村	旅行会社や旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、警戒区域の周知を依頼

■事業者(観光施設等)への対応

実施時期	実施主体	実施内容
噴火警戒 レベル1 (平常時)	市町村	事前に観光協会、観光施設及び宿泊施設への情報伝達システムを整備しておく。
警戒区域 指定時	市町村	観光施設等に対し、観光客・登山者等への警戒区域指定(立入禁止)の周知を依頼
	事業者	施設内の観光客・登山者等に警戒区域指定(立入禁止)の周知

第2章

4 広域避難ルートへの確保

実施時期	実施主体	実施内容
噴火警戒 レベル1 (平常時)	県、市町村	<ul style="list-style-type: none">・避難ルートは県緊急輸送道路ネットワーク計画(山梨県)、緊急輸送路 (静岡県)で設定されている道路を基本とし、国道、県道、高速道路で主要な幹線を中心に設定例えば、次の路線をリストとして記載○緊急輸送道路、富士山周辺市町村外への避難路○各避難所をつなぐ市町村道(避難路)
	県、市町村	<ul style="list-style-type: none">・除灰可能な車両(各道路管理者、協定に基づく建設業協会での使用車両)の把握・優先して除灰する道路の設定(広域避難ルート、緊急輸送道路)・降灰の処分場(捨て場)または仮置き場を事前に設定・除灰作業の時期について、基本的な対応を設定
	県、市町村	<ul style="list-style-type: none">・溶岩流等により危険を伴う路線は、別途代替路を設定
噴火時	県、市町村	<ul style="list-style-type: none">・降灰等を含めた影響範囲を確認、避難ルートの選択
	道路管理者	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて、降灰等、障害物の排除

第2章

5 交通規制等

「避難対象エリアへの進入防止」及び「迅速な避難実施のための避難ルート確保」の観点から、道路及び鉄道の交通規制を実施

□道路

■基本的な考え方

- ・噴火警戒レベルに応じた規制内容を明示
- ・規制箇所は次の2区分で設定
 - 1 避難対象エリアへの進入規制
 - 2 広域避難ルートへの進入規制

■交通規制までの手順

各県警及び道路管理者は、発表された噴火警戒レベルに応じて、迅速・円滑な避難が行えるよう、必要な措置を実施。

現地対策本部等から交通規制について要請を受けた場合には、可能な限り速やかに必要な措置を講じるとともに、関連情報を合同現地対策本部等に提供（バリケード、人員配置、広域応援）。

第2章

■道路交通規制対応

実施時期	実施主体	対応内容
噴火警戒レベル3 発表時	道路管理者 県警	・富士山側への流入を規制、車両の排出のみを実施 ・不要不急の旅行による富士山周辺市町村への流入を控えるよう、 広報を実施 ※噴火警戒レベル3発表期間の長期化も想定
噴火警戒レベル4 発表時	道路管理者 県警	・噴火警戒レベル3発表時と同じく交通規制を実施 ・噴火警戒レベル5発表時における交通規制の準備 ・必要に応じ、第2次避難対象エリア内の避難者が利用する 広域避難ルートへの流入規制を実施
噴火警戒レベル5 発表時	道路管理者 県警	・第2次避難対象エリア内の避難者が利用する広域避難ルートへの 流入規制を実施
火口特定時	道路管理者 県警	・溶岩流については、ライン避難に対応した規制を実施 (火山現象によって別の対応が迫られるため、随時、対策編に記載)

□鉄道

合同現地対策本部等は、発表された噴火警戒レベルに応じて、事業者に対し、富士山噴火時に影響を受ける可能性がある鉄道路線について運行規制等を要請

第2章

6 避難者の輸送

■基本的な考え方

- ・富士山火山における避難は、自家用車による避難を基本とする。
（自家用車以外にも徒歩・公共交通機関を含む）
- ・自家用車による避難が困難な場合は、バス等により避難者を輸送する。
- ・本項では、輸送手段の確保について記載

対象	対応内容
観光客・ 登山者	・富士山五合目からの輸送について、必要に応じて、県が別途輸送用車両（バス等）を調達して輸送を実施
一般住民	・県、市町村は必要に応じて、別途輸送車両（バス等）を確保し、指定する避難所へ輸送 ※緊急時に町内会等で動くことは困難が予想されるため、事前に輸送に関するルールの設定が必要

第2章

6-1 避難者の輸送体制

■輸送に関する実施内容(広域避難を実施する際)

実施時期	実施主体	実施内容
噴火警戒 レベル1 (平常時)	市町村(避難元)・ 県	避難先を事前に選定 (市町村において避難先の選定が困難な場合は県が選定)
	市町村(避難元)	避難先への輸送計画(避難自治体の人数、輸送手段の有無、 避難者の集合時間、避難に要する車両の概数)を県に報告
	県	広域避難地の確保、調整
避難 行動時	市町村 (避難先)	県の要請に基づき、避難所を開設する
	県・市町村	市町村の輸送計画に応じて輸送車両の手配
	県	避難先市町村と受入調整を実施
		避難先までの輸送路を確認し、(高速道路等の道路管理者と の通行に係る協議を行い)、必要に応じて各県警察に道路規 制の要請を実施
	自家用車で移動する避難者のため、一時的に避難所付近の 道路の路肩、学校のグラウンド、その他民間施設の駐車場等 の使用要請を実施	

第2章

6-2 輸送方法

避難手段ごとの輸送方法を次のとおり設定する。

■バス

- ・噴火警戒レベルが上昇、または、噴火時、避難対象エリアへ車両の移送が必要な場合は、バス事業者(運転者)の安全確保対策のため、自衛隊、警察による安全確認(先導移動)等を依頼
- ・バスは、原則として、一時避難地から避難先への移動を県から指定された広域避難ルートに従って移動
- ・富士山周辺市町村内の各バス会社の車両台数、事業者については、各市町村が確認するとともに、富士山周辺市町村以外の地域については、バス協会等を通じて、各県で確認

■その他

- ・大型トラック等による避難輸送
- ・公共交通機関に対する旅客輸送
上記についても、検討

第2章

7 避難行動要支援者の避難支援対策

7-1 在宅の避難行動要支援者の避難支援対策

■基本的な考え方

- ・通常(一般住民)より、噴火警戒レベルが一段階早い状況での避難となることを考慮。
- ・避難行動要支援者の避難は、原則として、最初の避難から広域的な避難を行うこととする。

実施時期	実施主体	実施内容
噴火警戒レベル1(平常時)	市町村	避難行動要支援者名簿の作成(災害対策基本法第49条の10) 避難行動要支援者にかかる個別計画の作成
	県、市町村	広域避難にかかる事前調整
噴火警戒レベル3発表以降	県、市町村	広域避難にかかる受入調整
噴火警戒レベル4発表以降	市町村(県、協議会で協議)	避難勧告、避難指示、避難者の輸送

第2章

7-2 施設入所者等の避難支援

■施設入所者の避難先の確保

■県内施設の把握

- ・施設一覧等による把握と、施設入所避難にかかるパターンの作成
- ・施設間の協定等にかかる調整
- ・県施設の利用にかかる調整
- ・輸送手段の確保、災害救助法の適用手続き、施設経費にかかる手続き

実施時期	実施主体	実施内容
噴火前 (平常時)	県	広域避難にかかる事前調整
	市町村	広域避難にかかる事前調整、避難行動要支援者名簿の作成、避難対象エリア内の施設の確認
	施設管理者	入所者の避難方法・避難先の調整
噴火警戒レベル3発表以降	県、市町村	広域避難にかかる受入調整
噴火警戒レベル4発表以降	市町村(県、協議会で協議)	避難勧告等の実施(第2次避難対象エリア内以降)
噴火後	県・市町村	避難者の支援、長期化に備えた施設経費等に係る対応

第2章

8 安否確認、残留者の救出

- 安否確認は、原則として、噴火警戒レベル3以降から実施
- 残留者の危険なエリアからの退去を先行して実施

8-1 残留者の確認

■登山者等にかかる確認

実施時期	実施主体	実施内容
下山行動 開始後	市町村	山小屋等への残留者の確認(今後調整)
	県、市町村	入山者の家族等からの問い合わせに対応

■観光客等にかかる確認

実施時期	実施主体	実施内容
避難時	県・市町村	残留者情報の収集、問い合わせに対応



第2章

8-2 残留者の救出対策

■行方不明者・残留者の確認・救出

- ・行方不明者の対応は、関係機関が連携し、避難対象エリア内の巡回等を実施
- ・安否確認等により、避難対象エリア内にいることが特定できた者(残留者)を市町村は県に報告
- ・噴火時の捜索にあたっては、二次災害を防止するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する対策を実施

実施時期	実施主体	実施内容
避難時	市町村	避難者情報の集約、残留者の特定、県への報告
	富士山火山防災対策協議会	富士山の安全対策、救出対策にかかる協議
	県・市町村・警察・消防・自衛隊	各機関が連携し、避難エリア内の巡回を実施。 ※二次災害を避けるため危険の少ない地域を巡回
	県・市町村・警察・消防・自衛隊	捜索・救出班を組織し、捜索、救出を実施



第2章

8-3 住民の安否確認

・避難住民(自主避難者含む)の安否確認は市町村と町内会等が協力して実施する。

実施時期	実施主体	実施内容
避難時	市町村	安否確認(避難者の把握)
		自主避難者の情報収集を県に依頼
	市町村・町内会等	避難時又は避難後に不在者の確認を行い、市町村へ報告し、市町村は取りまとめて県へ報告する。
	市町村(避難先)	自主避難者の情報収集、県への報告
	県	他の都道府県、他の市町村に対し、自主避難者の情報収集を依頼
		安否確認

第2章

9 避難所の運営

9-1 避難所の開設及び運営

■同一市町村内における避難所開設

- ・市町村は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に応じ、安全を確保できる避難所を開設
- ・市町村の長は、必要に応じ、予め指定された施設以外でも避難所を開設

■広域避難による避難所運営

- ・避難元の町内会等が中心となって運営し、避難先の市町村に協力を求める。
- ・避難先市町村は、災害ボランティアを活用
- ・避難所ごとの避難者に関わる情報を早期に把握し、避難元の市町村へ速やかに伝達

■避難にかかる駐車場について

- ・車両による避難が行われる場合については、避難施設の駐車場とは別に、県の調整により、県有施設等の公共施設、その他必要に応じて民間の施設の借り上げ等も視野に入れて対応



第2章

■避難所の環境等について

- ・生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、避難者のプライバシーの保護、女性の視点、ペット同伴の避難等に配慮
- ・要配慮者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立

9-2 自主避難者の受入

■他の自治体への自主避難者について

- ・自主避難者が県内の別の市町村に自主的避難を行った場合、県は当該市町村に対し、避難者の受入にかかる要請を実施
- ・自主避難者が、親類等の居住地へ避難した場合を想定し、元の居住地の自治体への報告にかかる仕組みを検討



第2章

10 避難長期化対策

■一時帰宅について

- ・市町村は火山活動が小康状態となった場合、対象範囲を決めて一時帰宅を実施
- ・実施に当たっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力、富士山火山防災対策協議会の助言を得て、十分な安全対策を実施

■避難区域・警戒区域の見直しについて

- ・市町村は、火山災害の危険性が減少、解消した場合は、安全性等を十分に確認した上で、避難範囲の縮小、避難解除及び警戒区域の見直しを実施
- ・その際、富士山火山防災対策協議会と協議を実施

■住宅供給について

- ・県及び市町村は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供及び民間賃貸借住宅の情報提供を実施
- ・市町村は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない避難対象の住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討、県は必要に応じて調整・支援を実施
- ・応急仮設住宅候補地は県で調整を実施

3. 今後の進め方について

○対策編作成に向けた今後の流れ

- ・骨子を基に対策編本文を作成
(市町村は市町村計画を並行して検討、作成)
- ・市町村、関係機関への内容調整、意見照会
- ・年度末開催予定の第5回協議会で策定

○対策編策定後の拡充(継続的な検討の実施)

- ・各火山現象について検討を継続、結果に対策編等へ反映
- ・常に見直しを行い、必要な追加や修正を実施

